

横浜市立 能見台小学校

P T A 規 約

横浜市立能見台小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条

1. 本会は、横浜市立能見台小学校 P T A と称 し、事務局を同校内(神奈川県横浜市金沢 区能見台3丁目 32 番地1号)に置く。
2. 本会の設立年月日は平成元年 4 月 1 日と する。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員の信頼と協力により、家庭・学校・社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、次の活動をする。

1. 家庭と学校との関係を密にして教育効果を高める。
2. 教育的環境の整備に努める。
3. 地域における社会教育の振興を助け協力する。
4. 会員の教育に対する理解を深め、教養の向上を計る。
5. その他、この会の目的達成のために必要な活動をおこなう。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体であって、次の方針にもとづいて活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、かつ、営利を目的とする行為はおこなわない。
3. 本会は、自主独立の団体であって、他のいかなる個人及び団体の干渉も受けない。
4. 教育問題について研究討議するが、学校の管理や教職員の人事については干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 横浜市立能見台小学校に在籍する児童の父母、または、これに代わる保護者。
2. 横浜市立能見台小学校に勤務する教職員。

第 5 条 会員は、規約の定めるところにしたがって、全て平等な権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費を持ってこれに当てる。

1. 会費は、1 世帯月額 300 円とする。(8 月分はのぞく) ただし、総会の議決により、会費額を変更することができる。
2. 寄付金及びその他の収入を得る場合には、代表委員会の承認を得なければならない。
3. 会計は、総会において議決された予算にもとづいて施行する。
4. 決算は、会計監査を経て、総会で報告され、承認を得なければならない。
5. 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日におわる。

第6章 役員及び任期

第7条 本会に次の役員をおく。
役職については、選出後、協議・互選にて決定とする。

1. 会長 1名（保護者）
 2. 副会長 2名（保護者）
 3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
 4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
- 但し、必要に応じて若干名の増減を認める。

第8条 役員の任期は、1年とするが再任を妨げない。但し、最長3年までとする。

第9条 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員の仕事

第10条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、総会及び臨時総会・役員会・代表委員会を召集し、会議を主宰する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
3. 書記は、総会・役員会・代表委員会の議事を記録保管し、その他の庶務事項を処理する。
4. 会計は、総会で決定した予算にもとづいて、会計事務を処理し、必要のある都度、収支の報告を行い、4月総会において会計監査を経て決算報告をする。

第8章 会計監査委員

第11条 本会の会計を監査するために次の会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員は、紙面総会において承認を得て決定とし、会計年度を任期とする。
2. 委員経験のある保護者2名で構成する。
3. 会計監査委員は、10月と3月に定期監査をし、監査結果を4月総会に報告しなければならない。

第9章 役員及び会計監査委員の選出

第12条 本会の役員及び会計監査委員の選出は、次の通りとする。

1. 推薦委員会において会長、副会長、書記、会計、会計監査候補を推薦し、候補者の同意を得て11月1日以降、全会員に公示され、紙面総会において承認を得て決定する。
2. 推薦委員会において副会長・書記・会計候補及び会計監査候補を推薦し、候補者の同意を得て3月総会の7日前までに全会員に公示され、総会にて会員に報告する。
3. 役員及び会計監査委員に欠員を生じた場合は、代表委員会で推薦承認し会員に報告する。
4. 推薦委員の中から、役員及び会計監査委員を推薦することはできない。
5. 10月末までに役員が決定しない場合は、委員未経験者の中からくじ引きで選出する。

第10章 総会及び臨時総会

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

1. 定期総会は、毎年4月及び3月に開催し、会員の三分の一以上（委任状を含む）の出席により成立する。なお、3月総会は紙面総会とする。
 - (1) 四月総会（年度初め総会）
 - ・前年度事業及び決算報告と承認
 - ・新年度事業計画及び予算の審議と承認
 - ・新役員及び各委員の紹介
 - ・その他重要事項
 - (2) 三月総会（年度末総会）
 - ・次年度役員・会計監査委員の選出報告
 - ・各委員会活動報告
 - ・その他重要事項
2. 臨時総会は代表委員会が必要と認めた場合、または、会員の三分の一以上の要求があった場合に開催され、会員の三分の一以上（委任状を含む）の出席により成立する。
3. 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数の同意を得て決定する。
4. 紙面総会は代表委員会が必要と認めた場合に限り行われ、議事は会員の過半数の賛同により決定する
5. 総会の開催通知は、7日前までに全会員に通知する。
6. 定期総会においては、状況や不測の辞退に対応するため、紙面総会をもってそれを遂行する。

第11章 役員会

第14条 役員会は、本会の執行機関であり、役員及び学校代表で構成する。

1. 役員会は、総会及び代表委員会に対する議案の作成・決議事項の執行など、会の日常業務を執行し、総会及び代表委員会に対して責任を負う。
2. 役員会は、必要に応じて、会長が召集することができる。

第12章 代表委員会

第15条 代表委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、構成は次の通りとする。

1. 本会の役員
2. 学年委員会の代表
3. 学校代表

第16条 代表委員会は、原則として計4回とする。開催時期においては、状況や活動内容に対応して決定する。会長または構成員の過半数が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

第17条 代表委員会の任務は次の通りである。

1. 総会より委嘱された事項の遂行処理に関すること。
2. 総会に提出する事項の準備に関すること。
3. 学年委員会によって立案された諸計画の審議並びに連絡調整と承認。
4. 必要ある場合に特別委員会の設置と解任。
5. 本会の運営に必要な細則の作成。
6. 役員及び会計監査委員に欠員を生じた場合の補充と承認。
7. その他必要な事項。

第13章 学年委員会

第18条 本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案し、執行するために、次の学年委員会を置く。学年学級間の連絡調整に当たるほか、PTA事業の企画立案・実施、広報活動等に当たる。

1. 各学年4～6名の委員を選出し、各学年委員会に所属する。
2. 委員に欠員を生じた場合は、学年で補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第14章 校外委員会

第19条 地域の諸団体と協力し、児童の校外生活の向上を図り、並びに指導・事故防止活動をする。

1. 校外委員は、各地区から選出された委員によって構成される。
2. 委員会には、正副委員長（保護者）をおき、会長がこれを委任する。

第15章 推薦委員会

第20条 役員及び会計監査委員の候補者を推薦するため、候補者推薦委員会を置く。委員会は、その任務を終了したときに解散する。

1. 推薦委員会は、全学年より6名、教職員より2名を選出し、委員会を構成する。
2. 推薦委員は、互選で正副委員長（保護者）を選出する。

第16章 細 則

第21条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて代表委員会の議決を経て定める。

第22条 代表委員会において細則を制定改廃した場合は、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「能見台小学校PTA 個人情報保護 方針」に定め適正に運用するものとする。

第17章 改 正

第24条 本規約は、総会において出席者の三分の二以上（委任状を含む）の賛成がなければ改正することができない。

改正案は、総会の7日前までに示さなければならない。

第18章 付 則

1. 制 定 平成元年4月1日
2. 一部改正 平成13年3月31日
3. 一部改正 平成14年3月31日
4. 一部改正 平成15年4月1日より実施する。
5. 本規約は一部改正（平成19年度3月総会において承認）し、平成20年4月1日より実施する。

6. 本規約は一部改正（平成21年度4月総会において承認）し、平成21年5月1日より実施する。
7. 本規約は一部改正（平成29年度3月紙面総会において承認）し、平成30年4月1日より実施する。
8. 本規約は一部改正（平成30年度9月紙面総会において承認）し、平成30年9月15日より実施する。
9. 本規約は一部改正（令和2年度2月紙面総会において承認）し、令和2年2月18日より実施する。
10. 本規約は一部改正（令和2年度3月紙面総会において承認）し、令和3年3月10日より実施する。
11. 本規約は一部改正（令和3年度3月紙面総会において承認）し、令和4年4月1日より実施する。
12. 本規約は一部改正（令和4年度3月紙面総会において承認）し、令和5年4月1日より実施する。
13. 本規約は一部改正（令和5年度3月紙面総会において承認）し、令和6年4月1日より実施する。

慶弔事に関する細則

		慶事	弔事（死亡）	病気・災害	転退任
T 会 員	本人	・ 区市以上の個人に対する表彰 （永年勤続等） 5,000円 ・ 結婚祝い 5,000円	・ 10,000円と供花 （15,000円相当の花輪 もしくは生花）	・ 入院1ヶ月以上 5,000円 ・ 火災・災害 10,000円	・ 在籍期間にかかわらず、 3,000円相当の花束
	家族		・ 父母 ・ 配偶者 ・ 子 5,000円		
P 会 員	本人		・ 10,000円と供花 （15,000円相当の花輪 もしくは生花）	・ 火災・災害 10,000円	・ 役員退任の際、在任期間 1年間3,000円とし、 再任した場合は任期に 相当する金額とする
	児童		・ 10,000円と供花 （15,000円相当の花輪 もしくは生花）	・ 入院1ヶ月以上 5,000円	
その他		◎ PTA会員以外の職員・地域関係者については、その都度役員会で協議し、決定する。 ◎ 上記以外の特別の場合は、役員会で協議し、決定する。			

- 一、 この細則は、平成三年二月七日より施行する。
- 一、 この細則は、代表委員会において三分の二以上の賛成によって改廃することができる。
- 一、 この細則は、規約二十一条により設定する。（平成四年五月一日一部改正）
- 一、 この細則は、規約二十一条により設定する。（平成十七年三月一日一部改正）
- 一、 この細則は、規約二十一条により設定する。（平成十九年一月十八日代表委員会にて一部改正）

発行 : 能見台小学校 P T A
令和6年 3月